

令和6年5月15日

各位

一般社団法人ひがし北海道自然美への道 DMO
会長 上野 洋司
(公印省略)

北海道ブランドを活かした周遊促進事業 企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当DMOの事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当 DMO では表記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「北海道ブランドを活かした周遊促進事業」

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10.(1) に示す内容をメールでお知らせください。(様式なし、メール本文で可)

3. 提出物について

企画提案書及び見積書(※詳細は、企画提案書指示書を参照してください。)

4. 今後のスケジュール

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 参加表明締め切り | 令和6年5月22日(水) 17時 |
| (2) 企画提出〆切 | 令和6年6月5日(水) 17時 |
| (3) 企画審査会(書面審査) | 令和6年6月上旬ごろ |
| (4) 契約書の締結 | 令和6年6月中旬ごろ |

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

■問い合わせ先 〒085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6-20

担当：事務局 阿部

TEL：0154-67-3200 Mail：abe@ehdmo.com

以上

令和 6 年度

「北海道ブランドを活かした周遊促進事業」

企画提案指示書

1. 委託業務名

北海道ブランドを活かした周遊促進事業 委託業務

2. 事業目的

訪日外国人旅行者が北海道に対するイメージで多い「大自然」「食」を活用した周遊促進を行う。
当 DMO ではこれまで域内周遊促進のため、アクティビティや施設入場を取り入れた「体験パス」の販売を実施した。しかし、アクティビティについては、個人の趣味趣向が強く必ずしも広く認知・利用されているとは言い難い。

本事業では、訪日外国人旅行者が抱くイメージである「大自然」や「食」に関するコンテンツを活用した周遊と消費を促進する商品を造成・販売する事を目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 2 5 日（火）まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約
※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限（消費税及び地方消費税相当額 10%を含む。）

3, 9 6 0, 0 0 0 円

6. 業務内容及び実施方法

事業計画内容を十分に踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。
事業効果を高めるものとして、独自提案を行うことも可能だが、下記に示す取組内容から逸脱するものは補助対象外となる。

《事業対象範囲》

ひがし北海道自然美への道 DMO のマネジメントエリア及びマネジメントエリアの近隣市町村。

《メインターゲット》

東アジア（特に台湾・香港）。

《メインターゲット属性》

2～5 名のレンタカー小グループ。旅程の手配は OTA を活用する旅行者をターゲットとする。

《実施計画概要》

- ・周遊型観光コンテンツ企画開発（地元素材を使った食や販売施設の洗い出し）。
- ・共通パスの企画開発（施設への協力と料調整）。

- ・共通パスの利用方法動画の作成（利用者と受入施設側のトラベル防止のため）。

《成果物》

- ・周遊促進商品（共通パス商品）。 1商品以上
- ・商品利用方法動画（過去に作成した日本語動画の翻訳も可とする）。 1本以上

《目標と成果指標》

アウトプット

- ①滞在型のコンテンツ 1商品
- ②動画再生数 50PV

※いずれも令和7年2月事業報告書から把握。

アウトカム

- ①販売数 50人
- ②延べ宿泊者数 150泊
- ③商品販売売上高 200,000円
- ④各施設においてパスを利用して訪問した人数 平均30人

※いずれも令和7年2月事業報告書から把握。

《事業実施報告書の提出》

受託事業者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等について纏めた報告書を作成し別途指示する部数を紙及び電子データにて提出すること。

7. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1人以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ①北海道に本社もしくは事業所得等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④北海道の競争入札参加資格者氏名停止事務処理要綱（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けてが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する

事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑥コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員としてこの企画提案（プロポーザル）に参加する者でないこと。

(4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

①コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

②委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

実施内容が事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は事業の目的に資するものか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

9. 事業者決定までのスケジュール

令和6年5月22日(水) 17時 参加表明 締切

令和6年6月5日(水) 17時 企画提案書 提出期限

令和6年6月上旬 企画提案の審査会(書面審査)

令和6年6月中旬 委託事業者決定・契約

令和7年2月25日(火) 全事業終了、事業報告書作成提出、精算

※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールで受付、回答とする。

10. 企画提案書の提出

(1) 参加表明 令和6年5月22日(水) 17時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可(abe@ehdmo.com)とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

①単独法人名又は法人名(コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名)、代表者名

②所在地 ③電話番号 ④担当者名 ⑤連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容を記載。

(2) 提出期限 令和6年6月5日(水) 17時

(3) 提出方法 企画提案書をPDFに変換し、メール(abe@ehdmo.com)にて提出(担当:阿部)

(4) 提出数 2 データ (会社名や従事者氏名等を記載したデータと記載しないデータ)

1 1. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の企画は A4 縦判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数全体で 20 頁以内とすること。

(2) 企画提案書の作成にあたっては企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

①これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去 3 年分を記載すること。

②業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等は符号 (ア・イ・ウ、①、②、③) にて記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の 1 部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては「A」、「B」等の表現を用いて記載すること (後日符号を指示)。

③業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④見積書

本企画提案指示書 6. 事業内容及び実施方法に記載している《実施計画概要》に明示している項目に沿って①～②等実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成すること。

※宿泊費・交通費・謝金等の明細は不要。人件費は必要。

※採択された事業者は契約時、別途見積内訳書を提出する事。

⑤コンソーシアムの場合は別途指示をする協定書を提出すること。

1 2. 企画提案に関する書面審査

(1) 企画提案書の内容について、ヒアリング (電話又はメール) を実施する場合がある。

(2) 書面審査については提出された企画提案書のみを審査する。

(3) 事業の選定にあたっては、観光に知見を有する有識者等複数の委員による審査会において選定する。

1 3. 留意事項

(1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。

(4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。

(5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、ひがし北海道自然美への道 DMO と受託者が協議して決定するものとする。

(6) 業務遂行にあたっては、ひがし北海道自然美への道 DMO との連携・調整を密に行うとともに迅速かつ確かな対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。

(7) この企画提案書指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、ひがし北海道

自然美への道 DMO と受託者が協議のうえ処理するものとする。

- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、ひがし北海道自然美への道 DMO に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (12) 支援内容や支援見込み金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

14. 問い合わせ先

一般社団法人ひがし北海道自然美への道 DMO 事務局

担当：阿部 誠

電話：0154-67-3200

Mail：abe@ehdmo.com